

家庭用コージェネレーションシステム契約
【エコウィルプラン】
(選択約款)

2019年10月1日実施

四国ガス株式会社

目 次

1.目	的	1
2.この選択約款の変更		1
3.用語の定義		1
4.適用条件		2
5.契約の締結		2
6.使用量の算定		2
7.料金		2
8.延滞利息		3
9.単位料金の調整		3
10.契約の解約		4
11.精算		4
12.その他		4

付 則

1.この選択約款の実施期日	5
---------------	---

別 表

1.適用区分	5
2.料金及び消費税等相当額の算定方法	5
3.料金表	6

1. 目的

この家庭用コージェネレーションシステム契約（以下「この選択約款」といいます。）は、家庭用コージェネレーションシステムの普及を通じ、当社の製造供給設備の効率的利用を図ることで、効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2. この選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3) 及び (4) のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1) に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1) 「家庭用コージェネレーションシステム」… ガスを一次エネルギーとしてガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等により家庭用途に使用する電力又は動力を発生させるとともに、その際に発生する排熱を家庭用途に利用する熱電供給システム又は熱動供給システムをいいます。
- (2) 「専用住宅」… 居住の目的だけに建てられた住宅であり、店舗・作業場・事務所等の業務に使用するために設備された部分が無い住宅をいいます。
- (3) 「併用住宅」… 店舗・作業場・事務所等の業務に使用するために設備された部分と居住の用に供される部分とが結合している住宅をいいます。
- (4) 「共同住宅等」… 一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下・階段などを共有しているものや、二つ以上の住宅を重ねて建てた建物及び寄宿舎、寮等生計を共にしない者の集まりを居住させる建物をいいます。
- (5) 「消費税等相当額」… 消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合

には、その端数の金額を切り捨てます。

(6)「消費税率」… 消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

(7)「単位料金」… 9に規定する基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、(1)、(2)のいずれかと、(3)の条件を満たすお客さまが、この選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

(1) 家庭用コージェネレーションシステムを専用住宅または併用住宅の居住の用に供される部分で使用されること。または、共同住宅等において、各住宅の専有部で使用されること。これらの場合、ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等の定格発電出力（機器容量）が5kW未満であること。

(2) ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等の定格発電出力（機器容量）が5kW以上の家庭用コージェネレーションシステムを使用する場合、共同住宅等の共用部及び各住宅の専有部で使用されること。この場合、エネルギー源であるガスの使用量を算定する専用のガスメーターを設置すること。

(3) 当社が(1)又は(2)の条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合において、正当な事由が無い限り、使用場所への立ち入りを承諾していただくこと。

5. 契約の締結

(1) この選択約款に基づくガスの使用を希望されるお客さまは、所定の申込書により、当社に申し込みをしていただきます。

(2) この選択約款に基づく契約（以下「この契約」といいます。）は、当社がお客さまからの申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。

(3) 契約適用開始日は次のとおりといたします。

契約成立日以降最初の定例検針日の翌日を契約適用開始日といたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日以前の場合は、使用開始日を契約適用開始日といたします。

(4) この契約の解約又は他の契約への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所でこの契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去のこの契約の解約の日又はこの契約の変更の日から1年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合はこの限りではありません。

(5) お客さまが当社との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を、一般ガス供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、当社は申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

各使用月の使用量は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料 金

(1) 当社は、別表の料金表を適用して、料金を算定いたします。

(2) 料金は、当社が定める一般ガス供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目（以下「支払期限日」といいます。）までにお支払いいただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目が休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

8. 延滞利息

(1) お客さまが支払期限日を経過してもなお料金をお支払いにならない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。

① 料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落とした場合

② 料金を支払期限日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合

(2) 延滞利息は、次の算式により算定した金額といたします（1 円未満の端数切り捨て）。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。

算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払い日までの日数×0.0274 パーセント

（備考）

消費税等相当額の算定方法は、別表 2（3）のとおりといたします。

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払い義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

(4) 延滞利息の支払期限日は、(3) の規定に基づきあわせてお支払いいただく料金の支払期限日と同じとします。

9. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表 3 の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表 2（2）のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1 立方メートル当たり）

＝基準単位料金＋0.083 円×原料価格変動額／100 円×（1＋消費税率）

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1 立方メートル当たり）

＝基準単位料金－0.083 円×原料価格変動額／100 円×（1＋消費税率）

（備考）

上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨てます。

(2) (1) の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

82,640 円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表2(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)及びトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が132,220円以上となった場合は、132,220円といたします。

(算定式)

平均原料価格

= トン当たりLNG平均価格×0.9166

+ トン当たりLPG平均価格×0.0903

③ 原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算定式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額=平均原料価格-基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額=基準平均原料価格-平均原料価格

10. 契約の解約

- (1) お客さまのガス使用状況に変更がある場合には、お客さまのお申し出に基づき、この選択約款に基づく契約を解約できるものといたします。ただし5(4)により、その後の契約の締結に制限を受ける場合があります。((2)において同じ。)なお、お客さまが、家庭用コージェネレーションシステムを取り外すなど、4に定める適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社に連絡していただきます。
- (2) お客さまに契約違反があった場合(4に定める適用条件を満たさなくなった場合を含みます)には、当社の申し出に基づき、この選択約款に基づく契約を解約できるものといたします。
- (3) (1)(2)による解約の申し出があった場合、契約終了日をもってこの選択約款に基づく契約を終了いたします。なお、契約終了日は、申し出が相手方に到着した日(以下「解約申出日」といいます。)といたします。ただし、同一需要場所で当社と他の契約が継続される場合は、解約申出日以降の最初の定例検針日といたします。

11. 精算

お客さまが4の適用条件を満たさないでガスを使用される場合、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日までさかのぼり、一般ガス供給約款を適用して算定される料金とすでにお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。(消費税等相当額を含みます。)

12. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、2019年10月1日から実施いたします。

別 表

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから10立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が10立方メートルを超え、20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が20立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金及び消費税等相当額の算定方法

(1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(2) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(3) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします(1円未満の端数切り捨て)。

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} / (1 + \text{消費税率})$$

3. 料金表 (消費税等相当額を含みます。)

料金表A

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	851.40円
------------------	---------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	313.75円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに、9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表B

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,238.60円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	275.03円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに、9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表C

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	4,292.20円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	122.35円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに、9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。